また、本路線沿線の自治体の長等からなる一般国道４号４車線整備促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福島県岩瀬郡鏡石町役場

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地　福島県岩瀬郡鏡石町笠石、桜岡、境、中町及び中央地内

○国土交通省告示第四百三十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道７号改築工事（下浜道路・秋田県秋田市下浜羽川字上野地内から同市下浜長浜字芹沢道脇地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　秋田県秋田市下浜羽川字上野、字浜平、字下川原、字古堂、字浜稲場、字下山、字水垂及び字横長根並びに下浜長浜字長坂、字高易森、字観音道脇、字柳沢道脇及び字芹沢道脇地内

２　使用の部分　秋田県秋田市下浜羽川字上野、字浜平、字下川原、字古堂、字浜稲場、字下山、字水垂及び字横長根並びに下浜長浜字長坂、字高易森、字観音道脇、字柳沢道脇及び字芹沢道脇地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、秋田県秋田市下浜羽川字上野地内から同市浜田字境川地内までの延長6.2kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道７号改築工事（下浜道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同法第13条第１項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道７号（以下「本路線」という。）は、新潟市を起点とし、酒田市、秋田市等の主要都市を経由して、青森市に至る延長約561kmの路線である。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、沿道に各種商業施設、事業所、住居等が集積し、沿道施設を利用する地域内交通が多いことに加え、本路線の秋田県内の沿線には、主要都市が連なり、これらの都市間等を移動する通過交通も多く、地域内交通と通過交通とがふくそうしていることから、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成22年度の道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、秋田市下浜桂根地内で19,248台／日であり、混雑度が2.24となっている。

本件事業の完成により、本件区間に新たな道路が整備され、現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年１月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、同調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるウミガラス、オオタカ及びハヤブサその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているミチノクナシ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ及びイヌハギその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについては、保全措置により、影響が回避・軽減されるものと予測されている。

主な保全措置としては、カモシカについては、同様の環境が周辺に広く残されるものの、本線への進入が予測されるため、専門家の指導助言を受け侵入防止柵を設置する措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、秋田県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第１級の規格に基づく４車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成19年１月23日に都市計画決定された都市計画と、橋梁の構造等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。